

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 年 月 日 長崎県知事 様 届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号（TEL） （FAX） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物について関係書類を添えて届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	第 年 月 日 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	t/日（ ）時間
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、遮断型又は管理型最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物で産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合）	

(裏面)

一般廃棄物の処理開始予定年月日	年 月 日
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 ※欄は記入しないこと。2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者であることを示す書類ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第10号に該当する者であることを示す書類ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写しホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類3 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する30日前までに提出すること。ただし、知事がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。4 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、次によること。<ol style="list-style-type: none">(1) この届出書は、法第15条の2の5第2項の規定により、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく提出すること。(2) 省令第12条の7の16第2項の場合（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物で産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合）にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域を記入すること。(3) 「一般廃棄物の処理開始予定年月日」の欄には、非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物の処理を開始した年月日を記載すること。(4) 当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等、当該一般廃棄物の処理が同非常災害により必要な応急措置として一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認できる書類を添付すること。	